

様式第6号(第17条)

会 議 録

会議の名称		2020年第10回春日部市農業委員会総会			
開催日時		令和2年10月23日(火)		開 会	午前10時00分
				閉 会	午前11時15分
開催場所		I Pビル7階大会議室			
議長氏名		会長 齋藤 千松			
出席者	農業委員	(出席人数：10人)		(欠席人数：7人)	
		2	齋藤 千松	1	川鍋 信一
		6	高橋 公彦	3	鈴木 宏
		7	萩原 勝	4	水口 健二
		8	星野 治三郎	5	小川 利雄
		12	横井 貞夫	9	渡邊 幸夫
		13	折原 みち子	10	山崎 勇喜
		14	前島 喜一	11	伊藤 弘子
		16	内田 高由	15	(欠番)
		17	小久保 静夫	19	(欠番)
	18	市川 大倫			
	事務局	(出席人数：5人)			
		農業委員会事務局長 関口 信義		農業委員会事務局次長 金子 昌行	
		農地振興担当主幹 前島 清史		農地振興担当主査 中澤 ますみ	
農地振興担当主事 加藤 祐一					
次第及び公開、一部公開、非公開の区分		議案第1号農地法第3条(委員会)：公開 議案第2号農地法第4条(知事)：公開 議案第3号農地法第5条(知事)：公開 議案第4号租税特別措置法適格者証明：公開 議案第5号農地法第3条買受適格者証明(委員会)：公開			
一部公開・非公開の場合はその理由		<input type="checkbox"/> 要綱第3条第1号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第2号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第3号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第4号該当：			

配 布 資 料	次第、議案書、案内図・詳細図、農地法第3条調査書	
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した全文記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
会議録署名の指定	議席番号	委員氏名
	6	高橋 公彦
	7	萩原 勝
	1 2	横井 貞夫

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
議長	<p>開会（午前10時00分）</p> <p>ただ今から2020年第10回総会を開会いたします。</p> <p>本日は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、一般社団法人全国農業会議所からの通知に従い、委員を指名召集し、規模を縮小して開催いたします。在任委員10名が出席しておりますので、春日部市農業委員会会議規則第6条により総会は成立いたします。なお、推進委員につきましては、現地調査をお願いしたところですが、密集を避けるということから、総会への参加は不要としております。次に、運営委員会について小川委員長小川委員長に代わり報告いたします。</p> <p>本日総会前に運営委員会を開催し、</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 生産緑地の取得斡旋について（依頼） (2) 春日部市農地利用最適化推進委員の推薦及び応募の状況について (3) 農業委員・推進委員の最適化業務引継ぎマニュアルの送付についての件につきまして、協議しました。 <p>それでは本日の議題は、</p> <p>日程1 議案第1号「農地法第3条（委員会）」1議案20件</p> <p>日程2 議案第2号「農地法第4条（知事）」1議案1件</p> <p>日程3 議案第3号「農地法第5条（知事）」1議案8件</p> <p>日程4 議案第4号「租税特別措置法適格者証明」1議案3件</p> <p>日程5 議案第5号「農地法第3条買受適格者証明（委員会）」の1議案1件合計5議案となります。</p> <p>なお、「農地法第3条買受適格者証明（委員会）」申請番号1番及び3番については、議案書送付後に取下げとなったため、議案書からは削除をお願いし、欠番となります。</p> <p>次に、会議規則第35条の規定により議事録に署名する委員を指名いたします。それでは議席番号6番高橋公彦委員、7番萩原勝委員、12番横井貞夫委員を指名いたします。</p> <p>議事に入る前に申し上げます。発言の際は、挙手のうえ、指名されてから、起立して議席番号及び氏名を述べてから発言をお願いします。</p> <p>次に事前審査の日程及び審査委員、農地利用最適化推進委員並びに議案の説明者につきましては、別紙一覧でお示しのとおりです。</p> <p>それでは、議事にはいります。日程1議案第1号「農地法第3条（委員会）」を議題といたします。申請番号28番から47番について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第1号「農地法第3条（委員会）」について、申請が20件あったので、審議を求める。議案書の1頁をご覧ください。</p>

申請番号28番について、詳細は議案書のとおり。申請理由は、贈与です。案内図1頁、詳細図は2頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書1頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

申請番号29番について、詳細は議案書のとおり。申請理由は、経営規模の拡大です。案内図3頁、詳細図は4頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書2頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

申請番号30番について、詳細は議案書のとおり。申請理由は、経営規模の拡大です。案内図5頁、詳細図は6頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書3頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

申請番号31番について、詳細は議案書のとおり。申請理由は、経営規模の拡大です。案内図7頁、詳細図は8頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書4頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

申請番号32番について、詳細は議案書のとおり。申請理由は、使用貸借です。案内図9頁、詳細図は10頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書5頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

申請番号33番について、詳細は議案書のとおり。申請理由は、贈与です。案内図11頁、詳細図は12頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書6頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

申請番号34番について、詳細は議案書のとおり。申請理由は、経営規模の拡大です。案内図13頁、詳細図は14頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書7頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

申請番号35番について、詳細は議案書のとおり。申請理由は、経営規模の拡大です。案内図15頁、詳細図は16頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書8頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しまし

た。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

申請番号36番から39番について、譲受人が同一のため一括で説明します。詳細は議案書のとおり。申請理由は、圃場整備事業の対象とするためです。案内図17頁、詳細図は18頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書9頁から12頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

申請番号40番から42番について、譲受人が同一のため一括で説明します。詳細は議案書のとおり。申請理由は、圃場整備事業の対象とするためです。案内図17頁、詳細図は18頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書13頁から15頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

申請番号43番から45番について、譲受人が同一のため一括で説明します。詳細は議案書のとおり。申請理由は、圃場整備事業の対象とするためです。案内図19頁、詳細図は20頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書16頁から18頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

申請番号46番について、詳細は議案書のとおり。申請理由は、圃場整備事業の対象とするためです。案内図19頁、詳細図は20頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書19頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

申請番号47番について、詳細は議案書のとおり。申請理由は、圃場整備事業の対象とするためです。案内図19頁、詳細図は20頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書20頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

議長

おはかりいたします。はじめに推進委員より意見を求め、次に事前審査委員より報告を求めたいと思いますが、本日は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、推進委員に出席を求めておりません。よって、推進委員に代わり事務局より報告を求めたいと思います。これにご異議ございませんか。
(なしの声あり)

議長

異議なしと認め、申請番号28番から47番について、事務局より、推進委員に代わり報告を求めます。

事務局

推進委員に代わりまして、意見の概要を報告いたします。

申請番号28番、35番について、横川推進委員より、前島農業委員と同行して令和2年10月14日に申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていると報告を受けました。なお、担当地区外の申請人保有農地については担当地区委員より、農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていると報告を受けました。以上の事から問題なしと報告がありました。

申請番号29番について、鈴木推進委員より、新井推進委員、市川農業委員、水口農業委員と同行して令和2年10月9日に申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていると報告を受けました。以上の事から問題なしと報告がありました。

申請番号30番、31番、33番について、野村推進委員より、折原農業委員と同行して令和2年10月15日に申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていると報告を受けました。以上の事から問題なしと報告がありました。

申請番号32番について、金重推進委員より、山崎農業委員と同行して令和2年10月14日に申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていると報告を受けました。以上の事から問題なしと報告がありました。

申請番号34番について、新井推進委員より、内田農業委員、伊藤農業委員と同行して令和2年10月12日に申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていると報告を受けました。以上の事から問題なしと報告がありました。

申請番号36番から47番について、山崎推進委員より、田口推進委員、内田農業委員、小久保農業委員と同行して令和2年10月7日に申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていると報告を受けました。以上の事から問題なしと報告がありました。

議長

次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号6番高橋公彦委員より申請番号28番から47番の事前審査の報告を求めます。

委員

申請番号28番から47番について、事前審査の報告をします。日時、事

前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地及び申請人保有農地に関し担当地区推進委員に意見を求めたところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できたとの報告を受けたことから、事前審査委員4人で合議により許可と決しました。

議長 これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。
(なしの声あり)

議長 質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号28番から47番について、原案のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第1号「農地法第3条(委員会)」について申請番号28番から47番を許可と決しました。

次に、日程2議案第2号「農地法第4条(知事)」を議題といたします。申請番号14番について、事務局より説明を求めます。

事務局 議案第2号「農地法第4条(知事)」について、許可申請が1件あったので、審議を求めます。議案書の6頁をご覧ください。

申請番号14番について、詳細は議案書のとおり。申請理由について、宅地の追認申請です。しかし、建物について、航空写真上の建設物と現在の建設物が同一の確認できません。案内図21頁詳細図22頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。資金については、工事不要のため、資金はかかりません。申請地周辺は、集团的農地が10ヘクタール未満であり農地区分は第2種農地と考えます。

議長 次に、申請番号14番について、事務局より、推進委員に代わり報告を求めます。

事務局 推進委員に代わりまして、意見の概要を報告いたします。

申請番号14番について、横川推進委員より、前島農業委員と同行して令和2年10月14日に申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、保有農地は農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていますが、申請地につきまして、現在の建設物と航空写真で確認できる建設物が同一である確認がとれません。以上の事から問題ありと報告がありました。

議長 次に議席番号12番横井貞夫委員より申請番号14番の事前審査の報告

	<p>を求めます。</p>
事務局	<p>申請番号14番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示したとおりです。担当地区推進委員に意見を求めたところ、申請地内にある建設物が昭和45年当時の航空写真上の建設物と同一であると確認できないことから、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できないため、問題ありと報告を受けました。現地調査を実施し状況を確認したところ、現存の建設物と航空写真上の建設物が同一と認められないため、当該申請については、事前審査委員4人の合議により不許可相当とすることと決しました。</p>
議長	<p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p>
議長	<p>質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第2号「農地法第4条（知事）」申請番号14番を不許可相当とすることに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>（全員起立）</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第2号「農地法第4条（知事）」申請番号14番を不許可相当と意見を付して県知事に送付いたします。</p> <p>次に、日程3議案第3号「農地法第5条（知事）」を議題といたします。申請番号59番から66番について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第3号「農地法第5条（知事）」について、許可申請が8件あったので、審議を求める。議案書の7頁をご覧ください。</p> <p>申請番号59番について、詳細は議案書のとおり。転用計画は、自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図23頁、詳細図24頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は北側の道路に接続しています。被害防除措置として素掘りを施工します。雨水は、敷地内浸透処理です。生活排水は、U字溝に排水する計画です。資金計画については、融資資金として融資証明書が添付されています。また、農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に小規模開発事業申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集団的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。</p> <p>申請番号60番について、詳細は議案書のとおり。転用計画は、自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図25頁、詳細図26頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付さ</p>

れています。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は、敷地内浸透処理です。生活排水は、水路に排水する計画で同意書が添付されています。資金計画については、融資資金として融資証明書が添付されています。また、農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に小規模開発事業申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

申請番号61番について、詳細は議案書のとおり。転用計画は、自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図27頁、詳細図28頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は北側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は、敷地内浸透処理です。生活排水は、U字溝に排水する計画です。資金計画については、融資資金として融資証明書が添付されています。また、農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に小規模開発事業申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

申請番号62番について、詳細は議案書のとおり。申請法人は、運送業を営んでいます。転用計画は、社員用駐車場の解約に伴う駐車場の移設です。案内図29頁、詳細図は30頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は北側の道路に接続しています。被害防除措置としてブロック及びフェンスを設置します。資金計画については、自己資金として残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えられます。

申請番号63番について、詳細は議案書のとおり。申請法人はリフォーム業を営んでいます。転用計画は、駐車場の拡張です。案内図は31頁、詳細図は32頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。令和2年8月5日既存施設の拡張で公告済です。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置としてフェンスを設置します。資金計画については、自己資金として残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えられます。

申請番号64番について、詳細は議案書のとおり。申請法人は建築業を営んでいます。転用計画は、資材置場の設置です。現在の資材置場は廃材のようなものが置かれ、雑草が繁茂しており、資材置場としての利用が確認できない状況であり、現在の資材置場より広い面積の資材置場を新たに設置する理由が不明確です。案内図は33頁、詳細図は34頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。真新しい土留めがあり、整地されていて事前着工の可能性があります。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区はありません。接続道路は北側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。資金計画については、自己資金として残高証明書が添付されています。また、農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えられます。

申請番号65番について、詳細は議案書のとおり。申請法人は運送業を営んでいます。転用計画は、社用車を移動し作業効率をあげるための駐車場の増設です。案内図は35頁、詳細図は36頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は西側及び南側の道路に接続しています。被害防除措置として、ブロック及びフェンスを設置します。資金計画については、融資資金として融資証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えられます。

申請番号66番について、詳細は議案書のとおり。転用計画は、自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図37頁、詳細図38頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。令和2年1月17日自己専用住宅で公告済です。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は北側の道路に接続しています。被害防除措置としてブロックを設置します。雨水は、敷地内浸透処理です。生活排水は、水路に排水する計画で同意書が添付されています。資金計画については、融資資金として融資証明書及び自己資金として通帳の写しが添付されています。また、農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

議長

次に、申請番号59番から61番について、事務局より、推進委員に代わり報告を求めます。

事務局

推進委員に代わりまして、意見の概要を報告いたします。

申請番号59番について、濱野推進委員より、小川推進委員、齋藤農業委員と同行して令和2年10月12日に申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、保有農地の一部について、雑草が繁茂している農地及び砂利敷の駐車場が設置されている保有地があり、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できないと報告を受けました。以上の事から問題ありと報告がありました。

申請番号60番について、金重推進委員より、山崎農業委員と同行して令和2年10月14日に申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていると報告を受けました。以上の事から問題なしと報告がありました。

申請番号61番について、横川推進委員より、前島農業委員と同行して令和2年10月14日に申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていると報告を受けました。以上の事から問題なしと報告がありました。

議長

次に、議席番号12番横井貞夫委員より申請番号59番から66番の事前審査の報告を求めます。

委員

申請番号59番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。担当地区推進委員に意見を求めたところ、保有農地の一部に雑草が繁茂している農地及び砂利敷の駐車場が設置されており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できないため問題ありと報告がありました。事務局から代理人に指導しましたが、事前審査時には是正が完了していなかったため、事前審査委員4人の合議により不許可と決しました。その後、代理人から連絡があり是正が完了し、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。申請においても問題はなく、また、周辺農地に及ぶ影響はないものと考えます。以上のことから当該申請については、事前審査委員4人で合議により許可と決しました。

申請番号60番、61番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。担当地区推進委員に意見を求めたところ問題はなく、申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確

認できました。よって、当該申請については、事前審査委員4人で合議により許可相当とすることと決しました。

申請番号62番、63番、65番、66番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認できました。よって、当該申請については、事前審査委員4人で合議により許可相当とすることと決しました。

申請番号64番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。先ほどの事務局の説明のとおり、現在の資材置場は廃材のようなものが置かれ、雑草が繁茂し、資材置場としての利用が確認できない状況であり、現在より広い面積の資材置場を新たに設置する理由が不明確です。次に、現地調査を実施し状況を確認したところ、申請地について、転用許可を取らずに真新しい土留めがされ、整地されており、事前着工の可能性があります。そのため、当該申請については、事前審査委員4人の合議により不許可相当とすることと決しました。

議長 これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(なしの声あり)

議長 質疑等なしと認め、質疑を終結します。おはかりします。申請番号64番について、事前審査委員より、不許可相当と報告がありました。よって、申請番号64番と、申請番号59番から63番、65番、66番を別に審議することに異議ございませんか。

(なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。採決にはいります。議案第3号「農地法第5条(知事)」申請番号64番を不許可相当とすることに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第3号「農地法第5条(知事)」申請番号64番を不許可相当と意見を付して県知事に送付いたします。次に、申請番号59番から63番、65番、66番を原案のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第3号「農地法第5条(知事)」申請番号59番から63番、65番、66番を許可相当と意見を付して県知事に送付いたします。

次に日程4 議案第4号「租税特別措置法適格者証明」を議題といたします。申請番号8番から10番について、事務局より説明を求めます。

事務局

議案第4号「租税特別措置法適格者証明」について、証明願が3件あったので、審議を求める。議案書の10頁をご覧ください。

租税特別措置法適格者証明は、申請人が租税特別措置法の適格者であることを証明するもので、新規に適用を受ける場合及び農地の相続税（贈与税）納税猶予制度を受けている方が、3年毎に引続きこの特例を受けたい旨の継続届出書を税務署に提出する際に必要な証明です。納税猶予の対象農地が適正に管理されている場合のみ証明するものです。

申請番号8番について、案内図は39頁及びスクリーンをご覧ください。新規申請です。申請理由は、申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明があったものです。申請者が経営主で年間従事日数は170日です。申請者が引き続き農業経営いたします。

申請番号9番について、案内図は40頁及びスクリーンをご覧ください。継続申請です。申請理由は、申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明があったものです。申請者が経営主で年間従事日数は170日です。

申請番号10番について、案内図は41頁及びスクリーンをご覧ください。継続申請です。申請理由は、申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明があったものです。申請者が経営主で年間従事日数は250日です。

議長

次に、申請番号8番から10番について、事務局より、推進委員に代わり報告を求めます。

事務局

推進委員に代わりまして、意見の概要を報告いたします。

申請番号8番について、鈴木推進委員より、新井推進委員、市川農業委員、水口農業委員と同行して令和2年10月9日に申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていると報告を受けました。以上の事から問題なしと報告がありました。

申請番号9番について、金重推進委員より、山崎農業委員と同行して令和2年10月14日に申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていると報告を受けました。以上の事から問題なしと報告がありました。

申請番号10番について、小川推進委員より、島田推進委員と同行して令和2年10月11日に申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていると報告を受けました。以上の事から問題なしと報告がありました。

議長	次に、議席番号18番市川大倫委員より申請番号8番から10番の事前審査の報告を求めます。
委員	申請番号8番から10番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地に関し担当地区推進委員に意見を求めたところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できたとの報告を受けたことから、事前審査委員4人で合議により原案のとおり証明することと決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (なしの声あり) 質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。
議長	申請番号8番から10番を原案のとおり証明することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第4号「租税特別措置法適格者証明」について申請番号8番から10番について証明書を発行することと決しました。 次に議案第5号「農地法第3条買受適格者証明(委員会)」を議題といたします。申請番号2番について、事務局より説明を求めます。
事務局	議案第5号「農地法第3条買受適格証明(委員会)」について許可申請が1件あったので、審議を求めます。議案書の13頁をご覧ください。春日部市の行う公売の対象となっているもので、農地が含まれている場合は公売物件であっても、落札された方は農地法の規定による許可を得ることが必要となります。このため、本案件につきましては、農地法第3条の許可基準に照らし合わせ、適格証明の申請人が許可条件を満たしているか審査するものです。買受適格者証明を受けた方のみが入札に参加できます。今回の申請地においては、1件の証明願いが出されたものです。 申請番号2番について、申請理由は、経営規模の拡大です。公売されている農地を入札するため適格者であることを証明するものです。案内図42頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。農地法第3条調査書買受適格証明21頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。
議長	次に、申請番号2番について、事務局より、推進委員に代わり報告を求めます。
事務局	推進委員に代わりまして、意見の概要を報告いたします。

申請番号2番について、横川推進委員より、前島農業委員と同行して令和2年10月14日に申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていると報告を受けました。以上の事から問題なしと報告がありました。

議長 次に、議席番号18番市川大倫委員より申請番号2番の事前審査の報告を求めます。

委員 申請番号2番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地に関し担当地区推進委員に意見を求めたところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できたとの報告を受けたことから、事前審査委員4人で合議により原案のとおり証明することと決しました。

議長 これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(なしの声あり)

議長 質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいりません。

議案第5号「農地法第3条買受適格証明（委員会）」について、原案のとおり証明することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第5号「農地法第3条買受適格証明（委員会）」について原案のとおり決定しました。

次に、日程6報告第1号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」

日程7報告第2号「農地法第4条（届出）」

日程8報告第3号「農地法第5条（届出）」

日程9報告第4号「農地法第18条（通知）」

日程10報告第5号「違反転用事案報告」につきましては、議案書の13頁から21頁にお示しのとおりです。以上で議案は終了しました。

次に、配布資料につきましては、お手元の資料のとおりです。次に、その他でございますが、何かありますか。

事務局

- ・春日部市長より生産緑地の斡旋について依頼があったため、運営委員会で審議しました。対象地の一部に擁壁があり、コンクリートが敷かれており、農地として利用するにあたり不適格地が混在しています。そのため、対象地について、斡旋することはできないため、公園緑地課あてその旨報告します。
- ・農業委員会活動記録簿について、11月24日までに記録をしてください

<p>議長</p> <p>議長</p>	<p>い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業委員・推進委員の最適化業務引継ぎマニュアルについて、記入していただき、11月24日までに事務局まで提出願います。 ・埼玉県農業会議より、令和2年7月豪雨災害義援金の募集がありまして、農業委員親睦会から17,000円振り込みしました。 <p>ほかにありますか。 (なしの声あり)</p> <p>次に、次回日程及び次回事前審査につきましては、事務連絡にてお示しのとおりです。</p> <p>本日の議案の審議ならびに報告等はすべて終了いたしました。以上をもちまして、2020年第10回総会を閉会いたします。</p> <p>閉会 (午前 時 分)</p>
<p>議事の顛末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>署名者の職・氏名</p> <p>議長 会長 _____</p> <p>農業委員 _____ 番 _____</p> <p>農業委員 _____ 番 _____</p> <p>農業委員 _____ 番 _____</p>	